

令和2年第3回尾張北部環境組合議会
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和2年7月28日（火曜日） 午前10時50分から午前11時34分まで

議題

- 1 地域振興事業及び地元協力金の協定書について
- 2 環境影響評価等手続きについて
- 3 令和2年度組合議会行政視察候補地の選定について

その他事項

出席議員（12名）

第1番	水野 正光 君	第2番	大沢 秀教 君
第3番	大井 雅雄 君	第4番	河合 正猛 君
第5番	鈴木 貢 君	第6番	堀 元 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	丹羽 勉 君
第9番	丹羽 孝 君	第10番	高木 義道 君
第11番	小室 輝義 君	第12番	和田 佳活 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

書記長	松山 和巳 君	書記	江幡 直利 君
-----	---------	----	---------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
会計管理者	今枝 直之 君	犬山市経済環境部長	永井 恵三 君
犬山市環境課長	高木 衛 君	江南市経済環境部長	阿部 一郎 君
江南市環境課長	牛尾 和司 君	大口町まちづくり部長	水野 真澄 君
大口町環境対策室長	岩田 雄治 君	扶桑町産業建設部長	澤木 俊彦 君
扶桑町産業環境課長	村田 武司 君	事務局長	坪内 俊宣 君
総務課主幹	日比野正樹 君	総務課主査	上條 靖之 君
総務課主査	杉浦 健浩 君		

(午前10時50分 開会)

○議長（和田佳活君） ただいまから令和2年第3回尾張北部環境組合議会全員協議会を開会いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第にありますとおり、議題が3件でございます。

議員各位におかれましては、臨時会に引き続き、慎重なる御協議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

管理者より御挨拶を頂きます。

○管理者（澤田和延君） 臨時会に引き続きまして、全員協議会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

先ほどの臨時会では、各議案に対しまして適切なる御議決を頂きましたこと、改めて御礼を申し上げます。

ただいま議長さんからお話がありましたように、本日の全員協議会の議題は、地域振興事業及び地元協力金の協定書についてをはじめ3件でございます。

臨時会に引き続いての開催となり、大変お疲れのところでございますが、いずれも今後、新ごみ処理施設の整備及び運営の上で重要な案件でございますので、議員各位からの御意見等を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（和田佳活君） ありがとうございます。

では、早速、会議を開きます。

お手元に配付いたしました次第の順序に従いまして、会議を進めてまいります。

◎議題1. 地域振興事業及び地元協力金の協定書について

○議長（和田佳活君） 議題1. 地域振興事業及び地元協力金の協定書についてを当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議題1. 地域振興事業及び地元協力金の協定書について御説明いたしますので、資料1をお願いします。

地域振興について、地元地区と締結する協定書の様式について主なポイントを御説明いたしますと、協定の前文のとおり、契約当事者といたしましては、組合、地元地区、江南市あるいは扶桑町の3者で締結をいたします。

お示ししております案は、江南市の3地区との協定案であり、扶桑町の3地区との場合は、

江南市の部分を扶桑町と読み替えていただきますようお願い申し上げます。

最初に、協定の第1条は趣旨でございます。この協定は、組合が施行するごみ処理施設整備・運営事業について、地元地区がこれに同意したことを確認するとともに、区内で抱える課題の解決を図るために、組合、地元地区及び江南市が相互の協力により実施する地域振興策について必要な事項を定めるとしており、この協定が、地元地区がごみ処理施設の整備と運営事業に同意したことも併せて確認するものでございます。

続きまして、第2条の地域振興策の内容といたしましては、地区が実施する事業を表1、江南市、または扶桑町が実施する事業を表2に分けて、それぞれ交付限度額と実施年度を記載する様式となっております。ただ、現時点では、金額や実施年度はまだ固まっていないことから、表のように様式のみを示した形となっております。

現在の進捗といたしましては、地区側で事業内容を固めていただいたり、事業額の積算などを進めていただいております。江南市、あるいは扶桑町の土木関係の担当課にも事業費の積算などを現在お願いしているところであります。

2ページをお願いいたします。

(2)は地元協力金であります。金額は、1地区当たり1年度につき50万円、交付期間は供用開始年度から供用終了年度までとしております。

第3条は、交付の手続は別に管理者が定めるものとしております。

第4条は、この協定に疑義が生じた場合などは、3者で協議することとしております。

3ページをお願いします。

2の江南市に交付する地元協力金に係る協定書の案でございます。

第1条は趣旨で、組合と江南市の相互の協力関係の構築を図るために、地元協力金を交付するものであることとしております。

第2条は協力金の内容で、組合の所有する土地の固定資産税相当額を供用開始年度から供用終了年度まで交付することとしております。

第3条は、交付の手続は別に管理者が定めるものとしております。

第4条は、この協定に疑義が生じた場合などは、組合と江南市で協議することとしております。

4ページをお願いします。

3の地元協力金の額は、地元協力金の額の案に至った参考資料を示しております。

(1)の地元地区交付分につきましては、参考として近隣施設の例を表とグラフで表しました。25万円から100万円という幅のある中で、尾張北部環境組合といたしましては、1年度に地元地区交付に300万円を事業化し、各区への交付額は一律50万円という案を持ったところがございます。

(2)の江南市交付分につきましては、近隣施設と同様、土地の固定資産税相当額といたしました。参考に、近隣施設の地元自治体への交付額を掲載しております。

以上の協定案を、今後、地元区と江南市にお示ししていきたいとの考えであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（和田佳活君） 以上で当局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 2ページの(2)の地元協力金ということで、一律、今回地元というのは6地区ですので、一律50万ということを今説明があったんですけども、建設する中般若区においては、やっぱり少し色をつけていただかなければ、なかなか地元の同意は得られないような気がするんです。同じというわけにはいかんと思うんですよね。

やっぱり建設する土地は中般若区ですので、ぜひとも中般若については少し考えて、この50万じゃなくて、少し考えていただきたいなあと思いますので、当局がどうお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 今回、一律にという案で御提案したところでございます。

この地元協力金につきましては、事業への理解と協力に対するもので、それを大小、軽重をつけるのもできないということで、等しく協力していただいているという考え方から、今回一律という案をお示したところでございます。

○議長（和田佳活君） ほかに今の案件につきまして、議員の皆様で御意見のある方。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 地元6地区ということでありますので、当然等分で協力金50万の6地区で300万。正当な提示かなというふうに考えます。

○議長（和田佳活君） ほかに今の案件につきまして御意見のある方。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） ちょっと確認なんですけれども、地元6地区の地区名を教えてください。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 中般若区、草井区、般若区、小淵区、山那区、南山名区の6地区で

ございます。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 堀議員。

○6番(堀 元君) その建設地の壁隣といいますか、まさに隣接しておところが草井と中と小淵地区ですね。これは間違いないですね。山那地区と南山名、これは場所的にはちょっと離れていますわね。小淵の向こう側にあるということに、地区で見ますとそうなりますね。

そうすると、江南市でいいますと、例えば草井の隣という小机もありますし、慈光堂もありますし、それから般若地区で言うと下般若もありますわね。そういうことも考慮して、地区の交付金ということは考えていかないとおかしいのではないかなと。

一番東が南山名ですね。当然いわゆるパッカー車等は通る可能性がありますので、当然御迷惑をかける可能性があるわけですね。そういうことを考えますと、慈光堂にしても小机にしても、それから下般若にしても、非常にこれは同じようなことが言えるわけでありまして、そこから辺のところの考え方はいかがでしょうか。

○議長(和田佳活君) 事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 地元6地区、地域振興対象の地区につきましては、ブロック会議時代に決まったことだと思いますが、6地区の協力につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、その理解と御協力についてはどちらが重い、軽いかということではなく、一律という考えの下で今回一律の同額をお示ししたところでございます。

○議長(和田佳活君) ほかの方の意見を伺いたいと思いますので、ほかに犬山市のほうのお考えとしては。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 大沢議員。

○2番(大沢秀教君) 犬山市は、今回の地元という地域には入っておりませんので、ちょっと発言もどうしようかなと思っていたところではありますが、今各議員から出た中で、地元というものの捉え方、建設地を最地元というふうに捉えるという考え方も分かりますし、協力していただけたところのバランスを取るということも分かります。双方に分かるところではあるんですが、大前提としては地元の方と合意をできるところをしっかりと汗をかいて探っていただいて、組合の果たすべきところをしっかりと協定に残していただくというところで、検討をしっかりとっていただきたいと思います。

○議長(和田佳活君) ありがとうございます。

ほかに大口町議員のほうから何かございますか。

(挙手する者あり)

○議長（和田佳活君） 齊木議員。

○7番（齊木一三君） 事務局から説明があったように、地元ということで地元協力、これは6地区だと、前々からそういうブロック会議から進んできておりますので、一律ということで私どもが言うことではないと思うんですけれども、やはり一律の平等というような形で進められたらと思います。以上です。

○議長（和田佳活君） 今の多々の意見を受けまして、何か御意見ある方。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） もともとの出発点が、地元6地区というのは山名3郷と江南の3地区、これが出発点なんですよ。だから、そのところを踏み間違えたらいかんと思うんですよ。小杵だとか周辺のところはあるかもしれませんが、今の新ごみ処理場建設についてしっかり事務局のほうも携わって、地元6地区というのは江南の3地区、そして山名3郷というふうに、そこが出発点だと思うんですよ。そのところをやっぱり認識してもらわんと僕はいかんと思いますけど。

○議長（和田佳活君） ほかに御意見のある方。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） 皆さん方いろんな御意見があったんですけれども、やはり建設する中般若区は非常に影響を受けるところでありますので、やはり少し差をつけるべきだと思いますので、強く要望をしていきたいと思います。

○議長（和田佳活君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 水野議員。

○1番（水野正光君） 質疑というか、意見で。

地元振興、それから協力金も地元があつて我々があるということで、あくまでも両方合意しないといかん課題だと思います。地域振興策がありますので、だからその分も含めて考えないと、一概に協力金だけで一律ということで、地元の皆さんがどう思われるか。我々は当事者じゃないので分かりませんが、当然地域振興策として近いところに地域振興策そのものが、金額が行くということであれば、できるだけ協力金としては一律が望ましいんですけども、その辺のところはやっぱり地元と地域振興策も含めて詰めて話をしないと、現段階で一律50万ということを決めちゃっていいかどうかは、私はちょっと難しいんじゃないかなあと、これは私の意見ですけれども。以上です。

○議長（和田佳活君） 今の水野議員の意見を受けまして、事務局のほうから何かありますか。
暫時休憩といたします。

（午前11時06分 休憩）

○議長（和田佳活君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時08分 再開）

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） お時間頂きまして申し訳ありません。

地元協力金につきまして、今回議会から見直しの意見、方向性の異なった意見など様々な意見を頂きました。本日の御意見とお地元の意見なども、様々な意見を踏まえまして、いま一度検討させていただきたいと思っておりますので、改めて御提案する、結果はちょっと別ですけど、改めて提案をいたしますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（和田佳活君） 協力金につきましては、一律という提案がされておりますが、一度持ち帰って協議をしていただくということよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 河合議員。

○4番（河合正猛君） そもそも論ですけども、この場で地元協力金というのは決めないか問題ですかね。議案として出てくるんだよね、どこかで。ここで決めちゃうんかね。そうなる
と、ちょっと話が違う。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 最終的には予算に関係してくるということで、その年度年度の予算の審議のときに御議決を頂かないと一歩も進んでいかないということと、地域振興事業につきましては新しい事業ですので、市町の負担割合というか、支弁方法につきましては規約の改正が必要になってまいります。その部分では、各市町の議会の御議決が要るということで、ここだけで決められるということでもありませんので、組合議会とそれぞれ構成市町の議会の御了解を得ながらでない一歩も進んでいかないというところであります。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 今の一律の50万円の質問でしょうか。

堀議員。

○6番（堀 元君） この地元協力金というのは、例えば江南丹羽とか愛北とかというような、同じような意味合いの協力金だというふうに理解をしておりますが、建設時、恐らく2年ぐら

いかかと思うんですが、そのときの地元に対して非常に当然迷惑をかけるわけですね。そういうときのいわゆる迷惑料については申し訳ないんですが、地元協力金も別個で考えていただかないと、これはまた各区から、地元からいろいろ要望等、問題等が出てくる可能性がありますので、その点も含めて一緒に協議していただきたい。これは要望です。お願いします。

○議長（和田佳活君） それでは、協力金一律50万円の案件につきましては、一度理事者会議を開いていただいて、御協議していただくことで進めることでよろしいでしょうか。

（挙手する者なし）

○議長（和田佳活君） では、そのように進めていただきます。

ほかに、この案件以外に質問等ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 江南市の交付分として、固定資産税分を江南市に交付をすると。当然尾張北部の土地取得をして、その土地は尾張北部の財産になっておるから、そこにかかる固定資産税は尾張北部の事務組合が負担をするということですよ。固定資産税分を江南市に交付するというのは、こういう近隣の例が出されておりますけれども、それはもう当たり前なんです。通常はそういうことをやっておると、補償として。そういうことですかね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 今回、近隣の一部事務組合、2市2町も入っている一部事務組合を参考に、こういった地元協力金が必要だということで、これはブロック会議時代にもあったことですが、必ずしもこれはそういった交付しなければいけないとか、法令上決まっているものではございません。ただ、似たような制度で、国有資産等所在市町村交付金というのがございます。例えば、市内に国の研究機関とかそういったものがあつた場合は、その部分の固定資産税相当額を国がその市町村に交付している。これは法律に基づいてということですが、そういった制度もあることを承知しながら、本来民間が所有すれば固定資産税が入るところを、組合が所有することによって江南市に対して税が入らなくなるということもありますので、近隣の一部事務組合と同様な交付金を建設地の自治体へ交付していくということを考えております。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） さっき言われたのは、何て言われたんですか、国家……。

○事務局長（坪内俊宣君） 国有資産等所在市町村交付金というものでございます。

同じような考え方で……。

○10番（高木義道君） そういうものがあって、その立場で江南市に交付するんだと。

その今の土地が尾張北部で買い上げておるわけですから、固定資産税は尾張北部環境組合が払うわけですね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 公共ですので、税そのものは賦課されませんので、その分を江南市に交付するというごさいます。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） それはそういう例があるということで、そうしなければならないということではないということですね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 法令で決まっているということではございません。ただ、ブロック会議時代から地元の建設地にはそういった交付金をするというごさで合意がされているところではございます。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 高木議員。

○10番（高木義道君） 地元の協力金ということで、先ほどいろいろ御提案もあったわけでありまして、扶桑町も山名3郷はかなり影響を受けるわけですね。だから、そういうことを、別に固定資産税をくれと言っておるわけではないですけども、そういう意味で地元に対する配慮、これは建設を認めておるわけではないですけども、地域振興策として地区要望にはできるだけ柔軟に対応してほしいと、こういうような見方なんですよね。

だから、その辺を含めて、こういった地区要望であるとか地域振興策であるとか、そういうのは進めていってほしいなというふうに思います。

○議長（和田佳活君） ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 意見もないようですので、事務局長から答弁があったとおり進めていただくこととし、議題1を終結してもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（和田佳活君） それでは、これをもちまして議題1を終結します。

◎議題2. 環境影響評価等手続きについて

○議長（和田佳活君） 議題2. 環境影響評価等手続きについてを当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、議題の2です。環境影響評価等手続きにつきまして御説明いたしますので、資料2をお願いいたします。

環境影響評価は、環境アセスメントともいい、これまでに配慮書段階、方法書段階における検討を経まして、昨年度1年間は現地調査を実施いたしました。その調査結果を踏まえ、予測・評価結果等を取りまとめました環境影響評価準備書を公表し、併せて意見聴取や説明会を実施してまいります。

初めに、1の環境影響評価準備書及び都市計画の案の縦覧等につきまして御説明いたします。

(1)は目的でございます。

今回の縦覧等の目的でございますが、新ごみ処理施設整備事業について、環境保全や都市計画の見地からより望ましい事業計画にしていくため、環境影響評価準備書と都市計画の案を公表し、環境保全と都市計画の見地からの意見を募集するものでございます。また、その内容を説明するため、縦覧期間中に説明会を実施してまいります。

(2)は縦覧図書の内容でございます。

今回の縦覧図書につきましては、環境影響評価準備書と都市計画の案の2つでございます。準備書につきましては、環境影響評価の案をまとめた本編と資料編、それと本編の要約書を縦覧していただきます。

次に、ウの都市計画の案につきましては、都市計画に定める事項であります当該都市計画の種類、名称、位置、区域及び面積の計画の案につきまして、計画書、理由書、総括図、計画図の4つの資料を縦覧していただきます。縦覧図書の内容につきましては以上でございます。

(3)は縦覧、意見募集と説明会の内容でございます。

アは縦覧場所で、江南市の環境課をはじめとする8か所で実施するほか、江南市のホームページにおいても閲覧できるようにいたします。今回の手続きにつきましては、都市計画決定権者である江南市が実施することになっておりますので、江南市の支所や市のホームページでの公表を行うこととしております。

次に、イは縦覧期間と時間でございます。8月14日から9月14日までの土・日を除きました8時半から5時15分までを縦覧の期間と時間といたします。

ウは、縦覧図書に対する意見の提出期限、提出先などでございます。

aの提出期限につきましては、縦覧開始の8月14日から9月28日までといたします。なお、郵送による場合は9月28日の消印があるものは受け付けるとしております。

次に、bは提出先でございますが、江南市環境課へ持参、もしくは郵送により提出していただきます。また、縦覧場所に意見提出箱を設置いたしますので、そちらに直接提出していただ

くことも可能でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

(4)の説明会の開催日時と場所でございます。

表に記載の3会場で説明会を開催する予定でございます。説明会の内容につきましては同じ内容でございますので、どなたがどちらの会場にお越しいただいても結構でございます。

続きまして、(5)の公告手続等でございます。

縦覧と説明会の開催を周知するため、縦覧場所となる2市2町と各務原市の広報紙8月号に掲載していただくよう、現在依頼をしております。

なお、準備書につきましては、愛知県公報への登載により公告を行い、都市計画の案につきましては江南市において告示を行うこととしております。

以上が図書の縦覧等に関する説明でございます。

なお、準備書及び都市計画の案の内容につきましては、どちらも愛知県の担当部局と現在も調整中であり、現時点におきましても内容が確定していないため、本日の資料配付は行っておりません。縦覧が始まるまでには、2市2町を通して皆様のお手元に渡るようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2は今後のスケジュールでございます。

4ページ、5ページに、環境影響評価手続と都市計画決定の手続の今後のスケジュールについて御参照していただくために資料を掲載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（和田佳活君） 以上で当局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

発言はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（和田佳活君） 意見もないようですので、当局には説明があったとおり進めていただくこととし、議題2を終結してもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（和田佳活君） それでは、これをもちまして議題2を終結します。

◎議題3. 令和2年度組合議会行政視察候補地の選定について

○議長（和田佳活君） 続きまして、議題3. 令和2年度組合議会行政視察候補地の選定についてを当局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） それでは、令和2年度組合議会行政視察候補地の選定について御説明いたします。

資料は特にございません。

前回4月の全員協議会で、視察先について事務局案を提案すると報告いたしておりましたが、7月17日の代表者会議において、今年度の行政視察の方向性について御協議していただいたところ、コロナ禍を勘案して今年度は中止した方がよいとの意見で一致を見ましたことを報告いたします。以上でございます。

○議長（和田佳活君） 以上で当局の説明が終わりました。

本件に対して、令和2年度組合議会行政視察については、ただいま当局より説明があったとおり中止してもよろしいでしょうか。

御意見ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） 現在の建設予定地によく似たところが、五条川と新川の合流地点に名古屋市のすばらしい大きなごみ処理場があります。そのごみ処理場が、実は堤防の高さまで全部上げてあるんですね。現在の予定地を考えるに当たって、そういうようなところも見ておくと非常に参考になるかと思うんですよ。五条川と新川の合流地点、そのちょうど河川敷の中にあるのが、ちょっと定かではありませんけれども、それは間違いないですね。ぜひそういうところをやっぱり議会としても、日帰りで行ってこられますから、見学しに行くといいと思いますが、いかがでしょうかということです。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 視察に適切な場所があるという情報を頂きまして、ありがとうございます。組合議会のことでございますので、改めて次回の代表者会議のほうで、本日の意見があったことも御報告をいたします。以上でございます。

○議長（和田佳活君） 今答弁にありましたように、近場での研修についてはいま一度代表者会議等で検討するというところで、遠出の行政視察については中止という方向でよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 大沢議員。

○2番（大沢秀教君） 決定についてはそれでいいと思いますが、視察に行かずとも事務局には積極的に情報収集に努めていただきたいというふうに要望したいと思います。といいますのは、やっぱり昨今の豪雨等々について備える必要もあると思いますし、今回は行かないという決定

をするわけですが、視察地の選定に当たってはいろいろお調べになったというふうに思いますので、それを引き続き続けていただいて、組合議会のほうにも情報提供をお願いしたいということが1点。

それと、この非常事態、めどがつかないならぜひ視察は行うべきだというふうに考えます。もう一個の組合議会、愛北のほうの議会と交互に視察を行うというような、今ルール化されているか分かりませんが、そういうふうに進んでいると思うんですけども、事態が改善したときには、ぜひこちらの尾張北部の処理施設の視察のほうをスケジュール的に優先する形で、そのローテーションを変えてでも視察は行っていくべきだというふうに考えます。以上です。

○議長（和田佳活君） 貴重な意見をありがとうございます。これを踏まえまして、また事務局のほうでも代表者会議等で検討していただければ幸いです。

行政視察中止に伴い、事務局の対応は何かありますか。

事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 今年度の行政視察の宿泊を伴うような視察につきましては、中止が決まりました。なので、視察に必要な予算を減額する補正予算をまた改めてお願いしてまいりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（和田佳活君） それでは、これで議題3を終結してもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎その他事項

○議長（和田佳活君） 最後に、その他事項ですが、皆さんから何かありますでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（和田佳活君） 堀議員。

○6番（堀 元君） ちょっとお伺いしておきます。

いろいろお聞きする中で、総工費460億ぐらいから今回大分下へ下がったでしょう。約60億円ほど下がったわけでしょう。これはどういうわけでそれだけ下がったか、ちょっとお聞きしたいんですけどね。

○議長（和田佳活君） 事務局長。

○事務局長（坪内俊宣君） 主な理由は、基本設計がはっきりしなかったところがございます。一番大きいものは、江南丹羽環境管理組合の職員さんの、こちらの組合を受け入れるとしてもどういう形で受け入れるかという形が不安定なところがありまして、事業者のほうが高リスクを大きく見ていたというところでありまして。その後、組合職員については粗大ごみのほうに専念するというところで、指揮命令をはっきり分けたという形で、その辺のリスクが減ったというこ

とが一番大きいのではないかと考えております。

見積りについては何度か取り直して、最新のもので、その中で予定価格を設定していたところ、当初の債務負担行為の額とは離れた額になっていると、差が出たというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 堀議員。

○6番(堀 元君) ちょっと正確な数字が分かりませんが、ちょっと教えていただけますか。どれだけ下がったか。

○議長(和田佳活君) 暫時休憩いたします。

(午前11時30分 休憩)

○議長(和田佳活君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時30分 再開)

○議長(和田佳活君) 御意見ありますか。

(挙手する者あり)

○議長(和田佳活君) 堀議員。

○6番(堀 元君) 約72億予定価格が下がったということですね。

大変これは金額が非常に大きいものですから、下がるのは私は大いに結構だと思うんですけども、やはり最初からそういうことをきちっと、疑問を抱かれるような金額じゃなくて、後で理由をつけてこれだけ下がりましたじゃなくて、初めからやっぱりきちっと精査して、この金額、419億になるような形で進めていただかないと、またいろいろ問題が出てくる可能性がありますので、ぜひそういう点を考慮していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(和田佳活君) ありがとうございました。

その他、皆さんから何かありますか。

(挙手する者なし)

○議長(和田佳活君) ないようですので、事務局のほうから何かありますか。

事務局長。

○事務局長(坪内俊宣君) 事務局から2点報告いたします。

まず、全員協議会の会議録についてでございます。資料はございません。

現在、組合議会の会議録につきましては、全文逐語的なものを作成、一方、全員協議会の会議録につきましては、要旨をまとめたものを作成・公表し、皆様にも配付をしているところで

ございます。全員協議会の会議録につきましても、議会の会議録と同様に全文逐語的に起こした会議録を作成・公表したいと事務局では考え、さきの代表者会議にお諮りいただき、御了解を頂きましたので、今後は要旨ではなく全文を載せた会議録を作成・公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。

2点目です。公害防止協定について報告いたします。

前回の全員協議会、4月8日で御説明したとおり、江南市の3地区とは4月16日、扶桑町の3地区とは4月10日に、全協でお示した協定案のとおり協定を締結できましたので報告いたします。以上でございます。

○議長（和田佳活君） ありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定の案件は全て終了いたしました。

議員の皆様には、終始熱心に御協議を頂きましてありがとうございました。当局におかれましては、議員各位からの御意見をよく尊重していただき、一層の御尽力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

最後に、管理者であります澤田江南市長から御挨拶を頂きたいと思います。

○管理者（澤田和延君） 本日は臨時会に続きまして全員協議会をお願いし、各案件に対しまして重要な御協議を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日、議員各位より頂きました貴重な御意見につきましては、今後の新ごみ処理施設整備及び運営において生かしてまいりたいと考えております。様々な課題はございますが、今後とも議員の皆様方と御相談を申し上げながら、一歩ずつ着実に進めてまいりたいと存じます。引き続き御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（和田佳活君） ありがとうございます。

これをもちまして、令和2年第3回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午前11時34分 閉会）